

大内経営労務事務所 経営と労務管理の最新レポート

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋1-10-1六川ビル4階

TEL03-3264-6881 FAX03-3264-6882

発行日:2012年5月30日

労働者派遣法が改正されます

労働者派遣法が改正されました。施行日はまだ決まっていませんが、公布日（24年4月6日）から6ヶ月以内とされています。おそらく10月頃になるのではないかと思います。

当初、改正案として「登録型派遣・製造業務派遣の原則禁止」というのがありました。国会審議の中で削除されました。

この改正は次の3点に集約されます。

★事業規制の強化

★派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

★違法派遣に対する迅速・的確な対処

まず、最初の事業規制の強化として

①日雇派遣を原則禁止しました。

日雇派遣とは日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣をいいます。例外として適正な雇用管理に支障

を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合が挙げられています。具体的には、施行日までに例示されます。

②グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止しました。

これは大手企業のグループ会社の派遣事業者への規制です。

次に無期雇用化や待遇の改善として

①努力義務として一定の有期雇用の派遣労働者を無期雇用にするよう転換推進措置を課しました。

②賃金を派遣先の労働者の賃金とのバランスを考慮して決めなくてはなりません。

③マージン率などの情報公開の義務化されました。

④雇入れ時に労働者に対して

一人当たりの派遣料金額を明示することになりました。

⑤労働者派遣契約の解除のときの措置の義務化されました。

最後に違法派遣への対処として

①違法派遣の場合、派遣先が違法と知りながら受け入れていたら、派遣先が派遣労働者に労働契約の申し込みをしたものとみなします。（これは3年後に施行されます）

②労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備されました。

以上の中で、日雇派遣の原則禁止というものが大きな改正になります。

派遣労働者=生活が不安定という考え方があります。

そのため、“派遣”というのは一時的な措置で、必要であれば直接雇用すべきである、という方向に向かっています。